

千葉県芸術文化振興事業補助金について

1 補助対象団体

活動の中心を市内とし、自ら企画・遂行する能力のある非営利の文化団体（実行委員会の形式を含む）で、以下の要件をすべて満たす団体。

※共同主催者（共催者）がいる場合には、共催者も条件を満たす必要があります。

- (1) 過去3年間に、芸術文化事業を自ら企画し、行った実績が1回以上あること
- (2) 会則・規約等を有すること
- (3) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること
- (4) 政治・宗教活動を目的としていないこと
- (5) 実行委員会の形式の場合には、申請時点で実行委員会が発足しており、また、それらが上記(2)～(4)の全てを充たし、かつ、実行委員会又は主たる構成団体が(1)を充たしていること
- (6) 国・地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと
- (7) 本市から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと

2 補助対象事業

A, 市民参加事業（単年度事業）

事業に関わる団体（主催者・共催者）の構成員や会員以外の市民（以下「一般の市民」という。）が出演・出品、体験ができるなど、幅広い市民の事業への参加が見込まれ、芸術文化の裾野の拡大に貢献する事業。

B, 市民育成事業（2～3年度継続事業）

芸術文化活動をする人材を、2～3年間の複数年で継続的・段階的に育成・支援し、芸術文化活動の活性化に資することが期待できる事業（事業の一環として、必ず一般の市民向けで発表の場を設けること）。

C, 市民参加特別事業（単年度事業）

内容、規模等において通例を凌ぐ大規模事業で、幅広い一般の市民の事業への参加と、多くの集客が見込まれ、参加及び鑑賞等の機会を市民に広く提供するような、芸術文化の裾野の拡大に特に貢献する事業。

3 補助対象外事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 国、地方公共団体からの補助、助成又は委託等を受けている事業
- (3) 政治・宗教活動を目的としている事業

- (4) 収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
- (5) 事業の出演者・出品者等参加者が、事業に関わる団体（主催者・共催者）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象とする事業
- (6) その他市長が適当でないとするもの

4 補助対象経費

音楽・文芸・美術費、会場・舞台費、印刷費、謝金・人件費、宣伝費、記録費、通信費、旅費 他
 （ただし、主催者や共催者などの事業に係る団体の構成員や会員に支払う経費や飲食経費、交際費・接待費など、補助対象外となる経費あり。）

5 補助率

補助対象経費の1/2

（ただし、市民参加事業は20万円、市民育成事業は30万円、市民参加特別事業は150万円を補助上限額として設定。）

6 補助予定事業数

市民参加事業 10事業、市民育成事業 3事業、市民参加特別事業 1事業

【参考】平成28年度補助採択数

市民参加事業 5（4※）事業、市民育成事業 1事業、市民参加特別事業 1事業

※1事業は団体の事情により中止になったため、実施したのは4事業

7 補助事業の審査方法等

千葉市文化芸術振興会議委員3名による審査の後、千葉市文化芸術振興会議にて補助事業の選定を行う。 ※審査の基準については別紙3のとおり。

8 スケジュール

平成29年度補助金交付分

28年9月1日～10月7日	29年度事業募集
11月11日	29年度補助事業審査
12月19日	千葉市文化芸術振興会議により、29年度補助事業選定
28年2月上旬	29年度予算内示後、採択内定・不採択を申請団体へ通知
3月下旬	29年度予算の議会可決後、採択決定を内定団体へ通知
4月1日以降	正式な補助金交付申請手続き